

申立書

年 月 日

長岡京市長様

所有者 住所

氏名 ①

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1 家屋の表示

所在地

家屋番号

2 入居予定年月日 年 月 日

3 現住家屋の処分方法等

- ① 売却する
- ② 賃貸する
- ③ (借家・借間・社宅・その他)である
- ④ 親族が居住する

4 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

添付書類

証明申請者が、証明申請時に居住している家屋(以下「現住家屋」という。)の処分、新築又は取得した家屋への入居が登記の後になる場合の添付書類は次のとおりです。

◎ 現住家屋の処分方法等
① 現住家屋を売却する場合 当該現住家屋の売買契約(予約)書、媒介契約書等、売却することを証する書類
② 現住家屋を賃貸する場合 当該現住家屋の賃貸借契約(予約)書、媒介契約書等、賃貸することを証する書類
③ 現住家屋が借家・借間・社宅等の場合 証明申請者と家主との間の賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等、 現住家屋が証明申請者の所有する家屋でないことを証する書類 ※ 住民票の写し等に、公営住宅、社宅、官舎等の記載がある場合でも、そのことを証する書類の提出が必要です。
④ 現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等 当該親族の申立書等、今後証明申請者が居住しないことを証する書類
◎ 現住家屋の処分方法が未定で、入居が登記の後になる場合
① 抵当権設定を急ぐため 当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書 又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し
② 前住人が未転出の場合 前住人と証明申請者又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し
③ 本人又は家族の病気等止むを得ない事情の場合 治療期間が記載された医師の診断書の写し等止むを得ない事情を明らかにする書類

* 上記以外の場合は担当窓口までお問い合わせください。

長岡京市役所 税務課 資産税係 家屋担当
(TEL 075-955-9508)